

[略]	物 主要電気工作	二 火力発電所	改 正 後
[略]	主設備		
[略]	[同上]	二 [同上]	改 正 前
[略]	[同上]		

○経済産業省告示第二百一号

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第六号の規定に基づき、主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十二月十四日

経済産業大臣 西村 康稔

主要電気工作物を構成する設備を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

ボイラー

[同上]

[略]	以下この号において同じ。）、独立節炭器及び空気予熱器、通風機並びにガス漏えい検知警報設備（アンモニアを燃料として使用するものに限る。以下この号において同じ。）及び除害設備（アンモニアを燃料として使用するものに限る。以下この号において同じ。）	以下この号において同じ。（ガスだめ及びガス圧縮機（空気だめ及びガスだめの安全弁を含む。）、空気圧縮機（空気だめ及びガスだめの安全弁を含む。以下この号において同じ。）及びガス圧縮機（ガスだめ及びガスだめの安全弁を含む。以下この号において同じ。）、独立節炭器及び空気予熱器並びに通風機（ガスだめ及びガスだめの安全弁を含む。以下この号において同じ。）、独立節炭器及び空気予熱器（ガスだめ及びガスだめの安全弁を含む。以下この号において同じ。））、独立節炭器及び空気予熱器（ガスだめ及びガスだめの安全弁を含む。以下この号において同じ。）
[略]		

〔略〕		燃料設備	内燃機関	ガスタービン
〔略〕	除害設備	内燃機関（気筒、ピストン、ピストン棒及び連接棒、クランク軸、はずみ車、軸受、弁並びに減速機及び増速機を含む）、調速装置及び非常調速装置並びにガス漏えい検知警報設備及び除害設備	内燃機関（気筒、ピストン、ピストン棒及び連接棒、クランク軸、はずみ車、軸受、弁並びに減速機及び増速機を含む）並びに調速装置及び非常調速装置	タービン、調速装置及び非常調速装置、空気圧縮機及びガス圧縮機、燃焼器からタービン、空気圧縮機から燃焼器及び空気圧縮機からタービンに至る配管（安全弁を含む。）、熱交換器及びガス発生器並びにガス漏えい検知警報設備及び除害設備

〔略〕		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔略〕	除害設備	廃棄物固化燃料を貯蔵する設備、油タンク及びガスタンク、液化ガス用貯槽（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、防液堤（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）、液化ガス用氣化器（安全弁を含む。以下この号において同じ。）並びにガス用気化器（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、ガス用又は液化ガス用の外径百五十ミリメートル以上（以下この号において同じ。）、ガス用又は液化ガス漏えい検知警報設備及び導管並びにガス漏えい検知警報設備及び除害設備	廃棄物固化燃料を貯蔵する設備、油タンク及びガスタンク、液化ガス用貯槽（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、液化ガス用氣化器（安全弁を含む。以下この号において同じ。）並びにガス用又は液化ガス用の外径百五十ミリメートル以上の配管及び導管	タービン、調速装置及び非常調速装置、空気圧縮機及びガス圧縮機、燃焼器からタービン、空気圧縮機から燃焼器及び空気圧縮機からタービンに至る配管（安全弁を含む。）、熱交換器及びガス発生器並びに熱交換器及びガス発生器

三 燃料電池発電所		主要電気工作物	主設備
〔略〕	燃料電池設備 (出力五百キロワット以上 のものに限る。)	燃料電池、容器、熱交換器、改質器及び気化器、安全弁放出管（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）	燃料電池、容器、熱交換器、改質器及び気化器、安全弁、燃料貯蔵設備、液体窒素用貯槽、防液堤（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）、燃料貯蔵設備、液体窒素用貯槽、燃料電池、容器、熱交換器、改質器及び気化器、安全弁、燃料貯蔵設備、液体窒素用貯槽、
〔略〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔略〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔略〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」は注記である。
附則 この告示は、令和四年十二月十五日から施行する。